

発議第 4 号

精神障がい者と身体障がい者・知的障がい者の医療費
公費負担制度の格差解消を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和元年 7 月 9 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 環境福祉常任委員長 河本 裕志

（提案理由）

障害者基本法では、身体・知的・精神の 3 障害の福祉サービスが一元化されたものの、医療費については、精神障がい者だけが入院費などを負担する状況となっている。

このような医療費の格差を解消するため、障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）に入院を加え、育成医療・厚生医療と同等の制度となるよう求めるものである。

また、岡山県の心身障害者医療費公費負担制度において、精神障がい者を対象に加え、身体障がい者・知的障がい者と同様に医療費の自己負担が 1 割となるよう、国から岡山県に対して指導・助言を求めるものである。

精神障がい者と身体障がい者・知的障がい者の医療費
公費負担制度の格差解消を求める意見書（案）

精神障がい者が、他の障がい者と同じように、自分たちの望む地域で、安心して暮らせるようにと願っています。

障害者基本法では、身体・知的・精神の3障がいの福祉サービスが一元化されました。国におかれては、障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）に入院を加えて、育成医療・厚生医療と同等の制度にして、格差を解消していただくよう求めます。

さらに、岡山県の心身障害者医療費公費負担制度において、精神障がい者がその対象になっていません。現在の制度では、身体障がい者・知的障がい者は、内科・外科・歯科などの診療費は1割負担ですが、精神障がい者は3割の自己負担です。障害年金でやっと暮らしている精神障がい者にとっては、医療費の3割負担は暮らしを大きく圧迫しています。心身障害者医療費公費負担制度に精神障がい者を加えて格差を解消するように、岡山県に対して指導・助言をお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年 月 日

瀬戸内市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
財務大臣	様